

労働分配率の計測方法について

－思ったほど上昇していない企業部門の労働分配率－

経済調査部門 副主任研究員 日向 雄士
thyuga@nli-research.co.jp

＜要旨＞

1. 90 年代に労働分配率が大幅に上昇し、企業の人工費負担が過大になっているという議論が多くみられる。実際に、通常利用されている計算式に従って労働分配率を計算すると、このことは簡単に確認できる。しかし、これらの計算式には、国民経済計算のデータに企業部門以外のデータが含まれていたり、法人企業統計の労働分配率の計算に減価償却費が含まれているものといないものとが混在しているなど、企業部門の労働分配率を計測・分析するという観点からは、問題点が少なくない。
2. 労働分配率の計算式は $\text{雇用者報酬} / \text{付加価値}$ であり、この付加価値には固定資本減耗を含んだ粗付加価値と、固定資本減耗を含まない純付加価値とが使われる。そして、この粗と純とでは、導き出した労働分配率の意味が異なり、両者を区別しない労働分配率の解釈には問題がある。
3. 国民経済計算を用いて企業部門の労働分配率を計算する場合には、家計の持ち家データを計算から除くなどいくつかの概念調整が必要である。しかし、概念調整の中でも、個人企業の混合所得に関する調整は難しく、企業部門の労働分配率の分析を行うには、他の統計も併用する必要がある。
4. 国民経済計算を補完する統計として法人企業統計が考えられるが、法人企業統計には季報と年報とがある。年報に比べ季報は 90 年代のデータに問題が多く、分析には年報を用いる方が望ましい。法人企業統計年報を使い、会計基準の変更などにより生じたデータの非連続性を調整した労働分配率を求めるとき、国民経済計算の企業部門における労働分配率と近い動きとなる。
5. この二つの統計から求めた企業部門の労働分配率は、純付加価値ベースと粗付加価値ベースとでその推移が異なる。純付加価値ベースでは 90 年代の労働分配率は過去に比べ大幅に上昇している一方、粗付加価値ベースの労働分配率は、90 年代に上昇してはいるが、2000 年時点では過去最高水準を超えるには至っていない。
6. 企業活動の基本は、あくまで生産活動にあることから、労働分配率は粗付加価値ベースで考えるべきである。純付加価値ベースの分配率にしたがって人工費を削減すると、削減が適正量を上回り、経済に悪影響が出る可能性もある。

I. はじめに

企業業績の急速な悪化とそれに伴う費用削減圧力の高まりを背景に、春闘で賃下げあるいはワーク・シェアリングが議論に加わるなど、雇用環境の悪化が続いている。こうした人件費削減の必要性は、先の景気回復時において既に主張されていたが、その理由の一つに、労働分配率の上昇と高止まりがあげられる。

これは、労働分配率の上昇は生産活動で生み出された付加価値が労働者に過剰に分配されていることを示していると考え、労働分配率を引き下げて生産活動への貢献度合いに見合った人件費とする必要があるとの考えに基づく主張である。

この主張に従い、労働分配率が過去の平均並みの水準になるまで人件費を引下げた場合、賃下げ率が10%にも達するという試算もある。景気低迷が続く中、こうした所得に対する懸念の拡大は、需要の押し下げや内需の低迷につながり、景気や企業業績の回復にも逆効果となる恐れもある。

そこで、90年代の労働分配率は本当にこのように上昇したのかという点について、労働分配率の計測方法に焦点を当てて検討を行うとともに、人件費との関係についても分析を行う。

レポートの構成は次の通りである。まず、一般に受け入れられている労働分配率には様々な種類があり、これらの労働分配率を企業活動の分析に用いるにはどれも問題があることを示す。次に、付加価値の概念を整理しつつ、企業活動の分析に労働分配率を用いるとはどういうことか、概念上の整理を行う。その後、企業活動の分析に意味のある労働分配率を算出するには、統計の利用にあたっていくつかの注意点があることを指摘し、分析にふさわしい労働分配率を算出する。そして最後に、このようにして算出した労働分配率は、90年代に労働分配率が過去とは比較にならない水準にまで上昇したという一般的な認識と、やや異なった推移となっていることを示す⁽¹⁾。

なお、当レポートでは、分析に利用する統計の中に、法改正によりデータの連続性に問題が生じるものがあることを考慮して、1975年以降のデータを使い分析を行う。

II. 労働分配率の現状—各種計測手法が混在

労働分配率は、雇用者報酬／付加価値で求められるが、その算出目的や計算方法、あるいは算出に用いる元データの違いなどから、何通りもの計算値が存在する。そして、その中では、国民経済計算の労働分配率（A）がもっとも一般的である。そこで、この国民経済計算の労働分配率が近年、どのように推移しているかみてみると、90年代における上昇が目立つ（図表-1）。1980年代までは60%台後半で推移していたが90年代になると上昇に転じ、98年度には75%近くにまで達している。明らかに、水準が大きく変化している。

国民経済計算が国全体の経済状況を網羅的に集計した統計であるため、全体の経済状況を示すには、

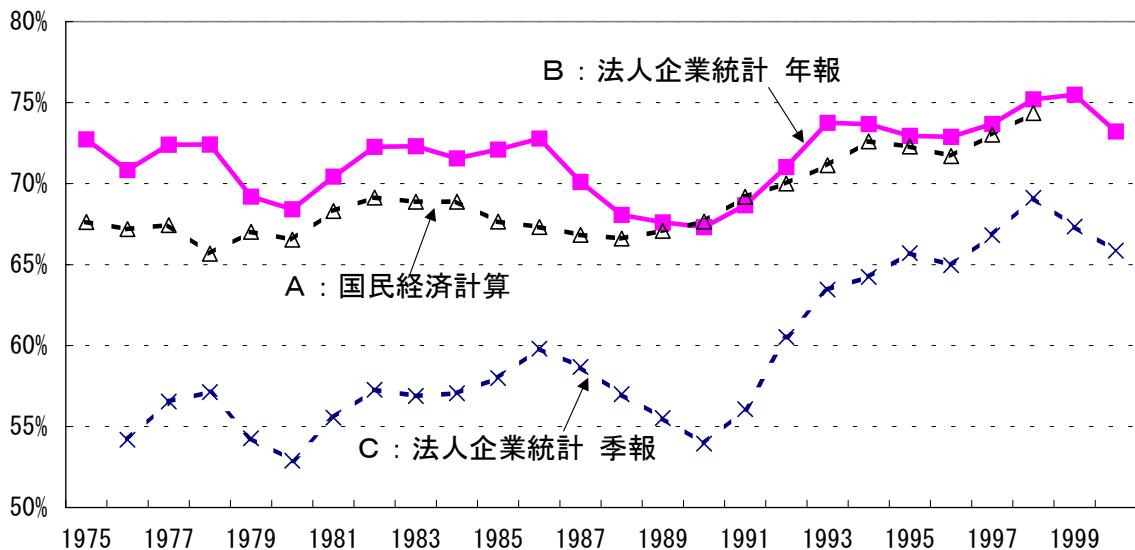
⁽¹⁾ 当レポートでは、労働所得を求めその後、労働分配率を算出する方法について検討する。法人企業部門の資本収益率を算出した後、労働分配率を求めるといった方法については、今回は扱わない。

この統計に勝るものはない。しかし、国民経済計算で労働分配率を計算する際に用いられる雇用者報酬や国民所得の中には、企業部門以外のデータも含まれている。そのため、企業の生産活動と人件費の関係を、この労働分配率が正しく示しているか明確ではない。

そこで、旧経済白書などで労働分配率を算出する際に利用している財務省「法人企業統計」を用いて、労働分配率を計算し、国民経済計算の労働分配率（A）とその推移を比較する。

法人企業統計には四半期毎に公表される季報と年度毎に公表される年報とがあり内容が若干異なる。また、どちらの統計においても労働分配率そのものが公表されていない。そのため、年報では公表されている付加価値を分母とし、付加価値の中の入件費を分子として労働分配率（B）を算出した⁽²⁾。一方、季報では付加価値も公表されていないので、最も一般的であると思われる計算方法に従って労働分配率（C）を算出した⁽³⁾。

図表－1 統計による労働分配率の違い



(資料)内閣府「国民経済計算年報」労働分配率=雇用者所得/国民所得。68SNA基準。
財務省「法人企業統計年報」「法人企業統計季報」労働分配率は、本文脚注参照。

法人企業統計は、全産業全規模合計のデータを使用。

図表－1の三つのグラフ（A、B、C）からは、労働分配率が、90年以前は概ね横這いで推移していたにもかかわらず、90年以降は上昇に転じていることがわかる。もっとも、90年代における労働分配率の上昇は、国民経済計算と法人企業統計年報（A、B）で緩やかな一方、季報（C）では非常に大幅なものとなっており、動きに差がある。また、各労働分配率の計算式をみても、法人企業統計季

⁽²⁾ 労働分配率=人件費／付加価値。ただし、付加価値=営業純益（営業利益-支払利息・割引料）+役員給与+従業員給与+福利厚生費+支払利息・割引料+動産・不動産賃借料+租税公課

人件費=役員給与+従業員給与+福利厚生費

⁽³⁾ 労働分配率=人件費／（経常利益+人件費+支払利息・割引料+減価償却費）。
経済企画庁（1999）『経済白書』他多数の分析でこの算式を使用。

報（C）では分母の付加価値に減価償却費（固定資本減耗）⁽⁴⁾が含まれているのに対し、国民経済計算や法人企業統計年報（A、B）には含まれていないなど異なる点がある。

これら三つの労働分配率の推移は似ているが、本当に同じなのか、あるいは計算式の違いなどによりたまたま同じ傾向を示しているのか、判断が難しい。

具体的なケースで考えると、固定資本減耗は付加価値（国内総生産、GDP）の約2割を占める大項目であるうえ、付加価値に占める割合が徐々に上昇している（図表-2、3）。にもかかわらず、この固定資本減耗を含む労働分配率（C）と含まないもの（A、B）とが同じように動くということは、やや理解しがたい。特に、この固定資本減耗を分母に含んだ法人企業統計季報の労働分配率（C）が図表-1の中で最も上昇傾向が顕著であることを、数式だけで判断すると、本来は起こりえないはずであり、評価が難しい⁽⁵⁾。

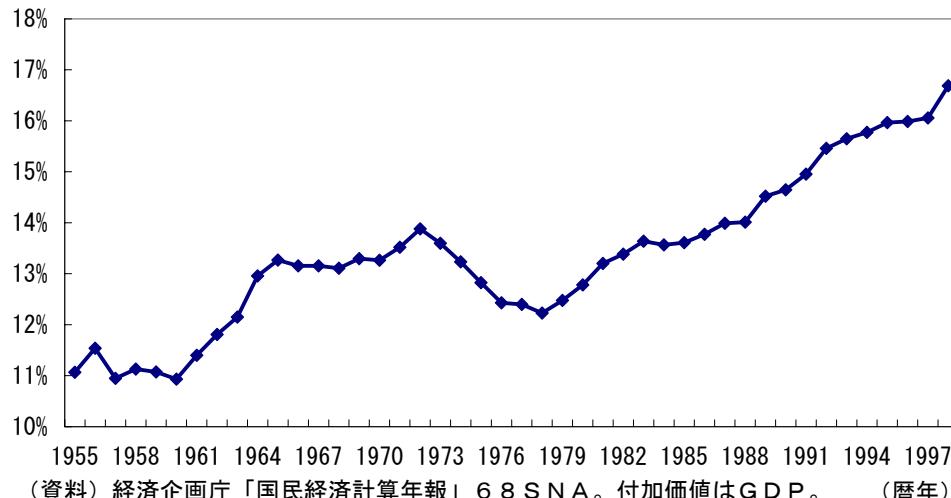
図表-2 国内総生産（GDP）の内訳

（単位：十億円）

国内総生産 513,534.0 (100.0%)				
雇用者報酬 279,617.1 (54.4%)	営業余剰・混合所得 93,906.8 (18.3%)	固定資本減耗 97,951.1 (19.1%)	生産・輸入品に課される税（控除）補助金 38,393.0 (7.5%)	統計上の不突合 3,666.1 (0.7%)

（資料）「国民経済計算年報」内閣府、平成12年暦年データ
() 内は全体に対する割合

図表-3 付加価値に占める固定資本減耗の割合



（資料）経済企画庁「国民経済計算年報」68 SNA。付加価値はGDP。（暦年）

このように、一般に利用されている図表-1の労働分配率を、そのまま企業部門の分析に利用した場合、正しい分析結果が得られるか若干不明な点がある。労働分配率とは何で、どのように計算すべきものかについて考え方を整理し、その後、各統計の特徴を理解しつつ、企業部門の分析にふさわし

(4) 「固定資本減耗は、減価償却費に資本偶発損を加えたもの」中村（1999）『SNA統計入門』P.43。

(5) 雇用者報酬をW、純付加価値をY、固定資本減耗をCとすると、法人企業統計季報の労働分配率は $W/(Y+C)$ 、国民経済計算と法人企業統計年報の労働分配率は W/Y となる。両者の差である $W/(Y+C) - W/Y$ を考えこれを微分すると、これがCの減少関数であることがわかる。そのため、本来なら、 $W/(Y+C)$ は W/Y に比べ、上昇の程度が緩やかとなるはずである。

い労働分配率を導き出すこととする。

なお、図表－1で計算した労働分配率の問題点を整理すると、図表－4のようになる。

図表－4 図表－1の労働分配率算出上の主な問題点

対象	問題点
各ケースに共通するもの	<ul style="list-style-type: none">分母に固定資本減耗（減価償却費）を含むものと含まないものとが混在し、両者が区別されずに分析に利用されている。利益（営業余剰）の概念が不統一である。研究開発費が不明である。
国民経済計算(A)	<ul style="list-style-type: none">持ち家の帰属家賃が計算に含まれている。政府部門のデータが計算に含まれている。対家計民間非営利団体のデータが計算に含まれている。個人企業の混合所得や自営業者（雇用者）比率の変動が考慮されていない。法人企業の雇用者報酬のデータが民間部門と公的部門で分けられない。
法人企業統計年報(B)	<ul style="list-style-type: none">金融・保険業が調査範囲から除かれている。調査されている会計科目が不十分。会計制度などの変更により、データの連続性が確保されないことがある。企業ごとに、会計処理の方法が異なる。
法人企業統計季報(C)	<ul style="list-style-type: none">金融・保険業が調査範囲から除かれている。資本金一千万円以上の企業が調査対象となっている。調査されている会計科目が年報以上に不十分。会計制度などの変更により、データの連続性が確保されないことがある。企業毎に、会計処理の方法が異なる。日常利用されることの少ない、四半期仮決算を利用して作成される。

(注)労働分配率を利用して企業部門の分析を行う際の問題点。

当レポートで取り上げるものに限定している。

III. 二種類の付加価値概念

1. 純付加価値と粗付加価値の違い

図表－1の各労働分配率では、固定資本減耗（減価償却費）を分母に含めるか否かで違いがあつたが、この原因是、付加価値の考え方の違いにある。付加価値を考えるうえで基本となる経済活動の仕組みをもとに付加価値の概念を整理し、当レポートで付加価値と固定資本減耗の関係をどのように考えているかまとめる（図表－5）。

- (1) 生産活動の主体は、一定の技術の下で各種の生産要素（労働、資本ストック、土地）を組み合わせて使用し、原材料を投入して財貨・サービスを算出する⁽⁶⁾。
- (2) 生産活動の過程で生み出された付加価値（産出額－中間投入額）は固定資本減耗と純間接税（生産・輸入品に課される税－補助金）を控除したあと、各生産要素の間で報酬として配分される。
- (3) …以下省略

⁽⁶⁾ (1)以下は、内閣府経済社会総合研究所編（2001）P.939からの抜粋。なお、国内総生産（GDP）－純間接税－固定資本減耗＋海外からの要素所得の純受取＝要素費用表示の国民所得として求められる要素費用表示の国民所得は、図表－1で国民経済計算の労働分配率を算出する際に分母として利用している。しかし、この要素費用表示の国民所得には、国内における企業活動とは関係がない海外からの要素所得の純受取が、1.7%（対国民所得）含まれている。当レポートでは、国内における企業の分析を取り上げるため、当レポートではこの項目を除いて話を進める。

図表－5 国民経済計算体系における付加価値とその分配（1999年）

経済活動の種類		粗付加価値		(合計) 生産＝ 粗付加価値 439,139.4
		雇用者報酬	営業余剰・ 混合所得(純)	
産業	非金融法人企業	個人企業と 分離不可	50,630.9 47,603.8	57,746.8 53,671.6
	民間非金融法人企業		220,695.6	3,027.0 4,075.2
	公的非金融企業			
金融・保険業	分離不可	15,361.4 12,957.3	3,331.8 3,267.7	(32,085.4)
	民間金融機関	13,392.2	2,404.0	64.1
	公的金融機関			
家計	非金融法人企業 と分離不可	55,707.8 26,350.5	22,272.9 7,130.0	
	非持ち家個人企業部門	—	29,357.2	15,143.0
	持ち家部門			
帰属利子(控除)	—	24,781.1	—	24,781.1
	民間金融機関	—	21,270.0	—
	公的金融機関		3,511.0	
政府サービス生産者	34,395.6	—	11,446.7	45,842.3
対家計民間非営利サービス生産者	8,816.2	—	823.4	9,639.6
国内計	277,299.6	96,919.0	95,621.6	469,840.2
				要素費用表示のGDP
				+ 43,002.4 生産・輸入品に課される税
				+ 4,079.5 助け金(控除)
				+ 3,767.1 統計上の不突合
				II 512,530.1 国内総生産(不突合を含む)
				(生産者価格表示のGDP)

当レポートでは、
粗付加価値ベースの労働分配率(基本型)＝雇用者報酬／(雇用者報酬+営業余剰+固定資本減耗)
純付加価値ベースの労働分配率(基本型)＝雇用者報酬／(雇用者報酬+営業余剰)
なお、要素費用表示の国民所得＝純付加価値+海外からの要素所得の純受取
とする。

(資料) 内閣府「国民経済計算年報」1999年暦年データ。

このように、産出額から原材料を中心とする中間投入額を差し引いた残りとして付加価値が考えられることから、付加価値とは生産額そのものである。そして、固定資本減耗は生産費用であるため、この生産額の中には固定資本減耗が含まれる。この固定資本減耗を含んだ付加価値は、粗付加価値と呼ばれており、生産を国内に限定した場合、GDPとして知られている国内総生産に該当する。

一方、説明文(2)の生産物の分配を説明した箇所では、この粗付加価値から固定資本減耗と純間接税を除いた付加価値（この粗付加価値から固定資本減耗を除いたものを純付加価値という）が概念として登場する⁽⁷⁾。これは、固定資本減耗が生産に伴う固定資産の摩耗分であると考えられるところから、この固定資本減耗に相当する部分は所得の純増とはいえないため、この部分を所得として分配することはできず、これを除いた純付加価値概念を所得分配の元として考えたものである。

このように付加価値には、粗付加価値と純付加価値の二つの概念が存在しており、粗付加価値は生産面を重視した考え方であるのに対し、純付加価値は純所得を重視した考え方であるといえる。そのため、付加価値と労働分配率との関係を考えるうえでも、こうした付加価値の概念をもとに両者の関係を考えれば、生産の観点から考える場合には粗付加価値を使った労働分配率を使用すべき

(7) 純間接税が(粗)付加価値に占める割合は7.5%と小さく、この項目を考慮に入れずに検討を進めてもレポートの結論が大きく変わることはない。そのため、説明を簡略化するために、当レポートではこの項目を除いて話を進める。

であり、逆に、純所得の観点から考える場合には純付加価値を使った労働分配率を使用すべきであろう。

2. 企業活動と純・粗付加価値ベースの労働分配率

労働分配率は、生産要素（労働、資本）の間での付加価値の分配比率を示したものである。このことを考慮に入れて、純付加価値と労働分配率の関係を整理し直すと、純付加価値ベースの分配率は、生産過程にはあまり考慮を払わず、生産の結果として純増した所得が資本と労働の間でどのように分配されているかを示しているといえる。

企業活動の目的は、当期利益（営業余剰）を最大化することであり、それを社員（株主）に分配することである。そのため、純付加価値ベースの労働分配率を利用して、純所得（雇用者報酬+当期利益（営業余剰））が社員にどの程度分配（1-労働分配率）されているか簡単に確認することが出来る。

一方、営業余剰を生産の資本利用に対する報酬、固定資本減耗を資本ストックに対する報酬、そして雇用者報酬を労働に対する報酬と考えると、粗付加価値ベースの労働分配率は、生産活動におけるこれら生産要素の費用構成を示したものといえる⁽⁸⁾。

企業活動の目的を純付加価値ベースと同じように当期利益（営業余剰）の最大化であると考えても、企業がより多くの利益を計上できるのは企業が生産活動を効率的に行った結果であると考えれば、生産効率の最適化こそが、企業の目的となる。この立場では、企業（経営者）は利益分配の状況以上に生産活動の最適化の維持に注力べきである。こうした企業にとり、生産の費用構成を示す粗付加価値ベースの分配率は、生産に対する資本や労働といった生産要素の投入割合を示す指標となる。

このように、純付加価値を用いて労働分配率を求めるか、あるいは粗付加価値を用いるべきかについては、各々の分析目的によって異なる。そのため、分配率の利用目的に応じて適切な付加価値を選択し、労働分配率を計算すべきである。しかし、図表-1では、企業活動の分析に純付加価値と粗付加価値とが混在して用いられている。こうした状況は、労働分配率の利用方法としてあまり適切ではない。関係を整理して分析を行う必要がある。

⁽⁸⁾ 分配の基準を何とするかについては議論があるが、ここでは、限界生産力原理に従うと考える。

IV. 国民経済計算における労働分配率

1. 概念調整とその限界

国民経済計算のデータを用いて労働分配率を計算する場合、図表-1に示した通り一般的には、分子に雇用者報酬、分母に要素費用表示の国民所得が用いられる。しかし、国民経済計算は非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体の5つの制度部門から構成される一国全体を対象とした網羅的な統計であるため、このデータをそのまま利用して労働分配率を計算すると、その労働分配率は当然、こうした企業部門以外のデータを含んだものとなる。このような分配率が、企業経営と人件費の関係を正しく示すとは考えられないため、企業部門の分配率を計算するには、国民経済計算のデータに何らかの概念調整を行う必要がある。以下、概念調整が必要な主要な項目について検討を行う⁽⁹⁾。

(1) 持ち家の帰属家賃

概念調整が必要な項目の一つ目は、持ち家の帰属家賃⁽¹⁰⁾である。帰属家賃があくまで仮定計算であり、また、「実際には家賃の受払いを伴わない自己所有住宅」であるため、現実の企業経営にほとんど関係がない。よって、企業経営の問題を分析する際には、持ち家の帰属家賃を除くべきである⁽¹¹⁾。

(2) 政府部門、対家計民間非営利団体

二つ目の項目は、政府部門のデータである。政府部門のデータが計算の中に含まれていると、企業部門に何ら変化が起きなくとも、政府部門に変動が生じただけで労働分配率が変動してしまう。そのため、政府部門のデータは計算から除く必要がある。

また同様の問題が、対家計民間非営利団体にもある。この部門も、営利目的ではないため、行動が一般企業部門と異なっているだけでなく、純付加価値を用いた労働分配率がほぼ100%とな

⁽⁹⁾ 概念調整が必要な項目は、本文中に挙げたもの他にも存在する。例えば、研究開発支出は本来投資としての性格を持つため、生産に関する費用ではなく他の投資支出と同様に付加価値に含められるべきである。にもかかわらず、「SNAは固定資本形成を体系として整合的に扱うようにつくられているが、技術開発投資は技術知識ストックを推計することが難しいので、固定資本のようには整合的に扱われていない。」（西村清彦、井上篤「高度成長期以後の日本製造業の労働分配率」P.86脚注）として研究開発費の調整を行うべきであるという意見がある。ただし、この研究開発支出を最大限に見積もって労働分配率を計算しても、労働分配率の水準がわずかに高まるだけであり、その変動の方向が大きく変化するには至らなかった。そのため、研究開発支出をどこまで付加価値に計上すべきかという点で議論がまだ続いていることも考え、当レポートでは、分析結果に大きな影響を与えないこの項目については検討から除く。

⁽¹⁰⁾ 「帰属家賃とは、実際には家賃の受払いを伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。」内閣府経済社会総合研究所編（2001）P.1039。

⁽¹¹⁾ 持ち家の帰属家賃に関連して、68SNAでは持ち家の固定資本減耗が公表されていなかったため、持ち家の固定資本減耗を概算値でしか算出できないという問題があったが、93SNAでは持ち家の固定資本減耗が開示されるようになり、この問題は解決された。

るなど、労働分配率の内容が一般企業とは明らかに異なる。そのため、このデータも計算から除外が必要がある。

(3) 個人企業

国民経済計算を用いて企業部門向けの概念調整を行う際に、最も難しいのが個人企業の問題である。これは、混合所得をどのように考えるか、あるいは、雇用者比率をどのように考えるかという、二つの方向から考えることができる。

① 混合所得－自営業者の所得の調整

個人企業の混合所得は、自営業主が労働を提供したことによる雇用者報酬としての部分と、企業経営を行ったことによる経営者報酬としての部分とからなる。さらに、自営業主だけではなくその家族についても、実態としては労働に携わっている雇用者であるにもかかわらず雇用者としての報酬が支払われず、本来なら雇用者報酬に含まれる性質のものが、この混合所得に含まれている場合が数多く存在する。そのため、労働分配率を算出する際には、こうした混合所得を何らかの方法で本来の雇用者報酬に該当する部分と営業余剰に該当する部分とに分割する必要がある。

分割する考え方としては、イ) 個人企業の混合所得から雇用者報酬としての部分を抜き出し全体の雇用者報酬に加える、ロ) 個人企業の混合所得を全て雇用者報酬とみなす、ハ) 個人企業のデータを労働分配率の計算からすべて除外する、といったものがある。

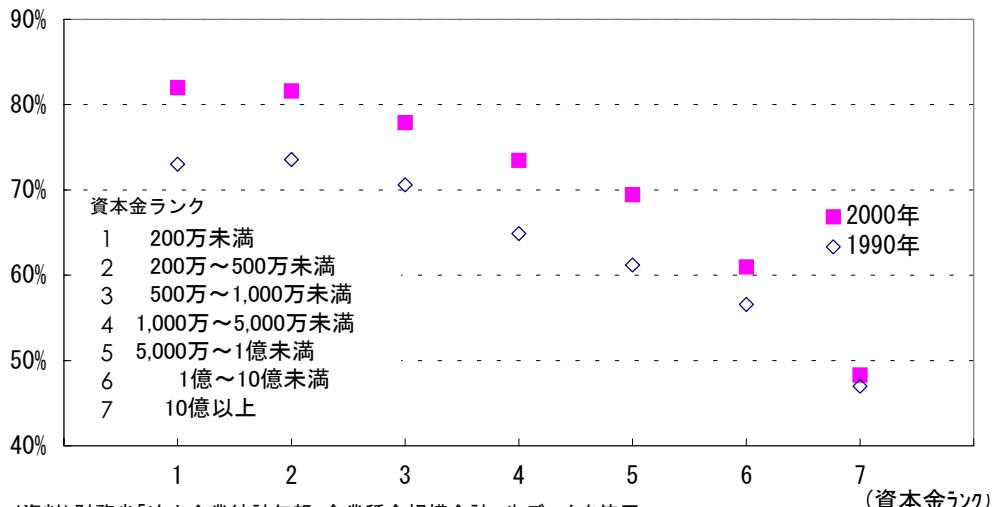
しかし、実際にデータを使い計算を行う際には、どの考え方（イ、ロ、ハ）にしたがっても何らかの問題が残る。イ) の問題は、個人企業の混合所得の内どこまでを雇用者報酬とし、どこからを本来の営業余剰とするかの区分が非常に難しく、区分するためには何らかの仮定をおかざるを得ないということである。仮定として考えられることは、自営業主や家族従業員の雇用者報酬としての部分を一般企業における一人当たりの雇用者報酬と同額とする。あるいは、個人企業と法人企業における労働分配率が同一であるとするなどがある。しかし、前者の仮定に対しては、家族従業員の労働は片手間であるケースが多いため、家族従業員の報酬は一般企業における一人当たりの報酬を下回るはずであるとの指摘がされている。また、後者の仮定に対しても、図表-6で示すように、企業規模が小さい個人企業の労働分配率は全体の平均を上回ると考えるべきであるとの指摘がなされている。

一方、ロ) は、個人企業の自営業主や家族従業者の労働が、実態的には一般の雇用者とほぼ等しいと考えて、個人企業の混合所得をすべて雇用者報酬とみなすものである。しかし、いかに個人企業とはいえ資本の貢献が全くない、あるいは経営者としての機能発揮が全くなされていないと考えるのは、現実問題として無理がある。

そしてハ) は、労働か資本かという、生産要素に対する機能的分配として概念的な労働分配

率を考えるよりは、企業経営上の現実問題として労働分配率を考えることにより、仮定計算を行わない方法である。つまり、雇用者への分配と経営者や社員に対する分配との割合をいくつにすべきかという観点から考えると、こうした問題は、多くの雇用者を有する法人企業で発生し、ほとんど雇用者がいない個人企業では発生しにくい。また、家族従業者ではない個人企業の雇用者が全雇用者に占める割合はあまり多くないため、個人企業の雇用者データを除いても、全体の分析結果にはあまり影響を与えないともいえる。あるいは、全く別の考え方となるが、イ) やロ) のような仮定を置くことはデータ処理に恣意性を生むことになるので、こうした恣意性を排除するためには、個人企業のデータを除いた方がよいという考え方もある。このハ) のような考え方では、法人企業と個人企業とでデータが分離されていれば実際の計算が可能であるが、残念ながら国民経済計算では、法人企業と個人企業の間で雇用者報酬が分離されていないため、この計算を実際に行なうことはできない。そのため、個人企業の雇用者報酬をイ) のような仮定を置き、分離する必要が出てくることとなる。

図表－6 資本金規模別 労働分配率

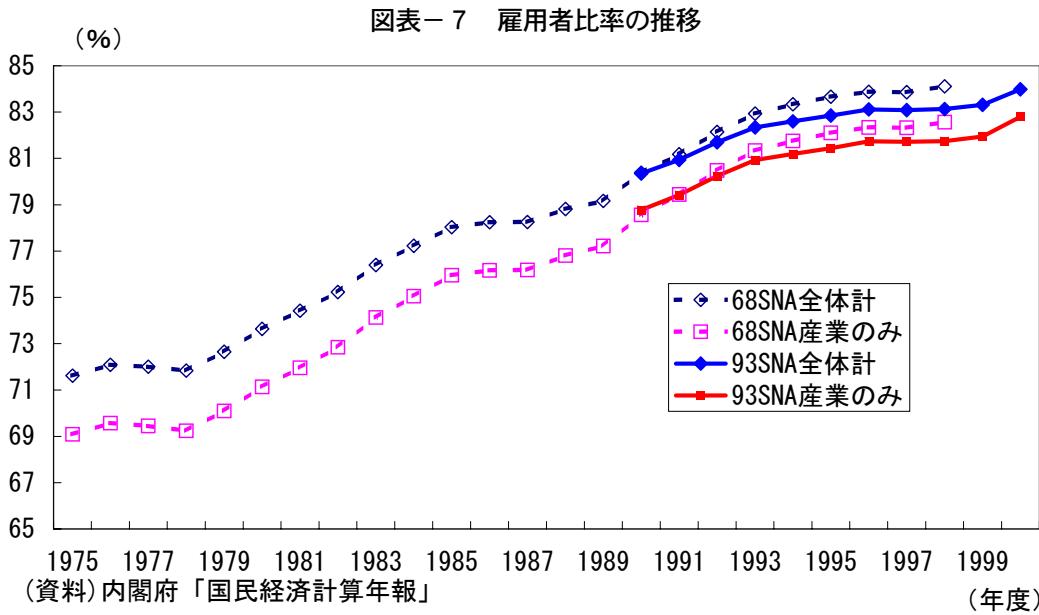


(資料)財務省「法人企業統計年報」全業種全規模合計。生データを使用。
労働分配率=人件費/(営業利益+人件費+動産・不動産賃借料+租税公課+減価償却費+特別減価償却費)

② 雇用者比率－自営業者の人数の調整

労働分配率が、雇用者報酬／付加価値として求められることから、付加価値生産額が変わらない場合でも、自営業者数が減少し雇用者数が上昇すれば、労働に対する分配が増加し労働分配率も自動的に上がる。一般的に雇用者比率は就業構造の近代化が進むに従い上昇する傾向にあることから、時間の経過と共に、労働分配率にも自然と上昇傾向が現れる。実際に雇用者比率の推移をみても、80年代後半に一旦雇用者比率が安定したものの、90年代前半には再び同比率が上昇を始めるなど、上昇スピードに緩急をつけつつ一貫して同比率は上昇している（図表－7）。労働分配率の正しい分析を行うには、企業経営とは無関係に分配率が変動する原因である雇用者比率を調整する必要がある。

ただしこの問題を調整するにあたっても、自営業主の働きの内どこまでを雇用者としての労働とみなすかといった、そもそもデータ抽出が不可能な個人企業内部での雇用者比率の算出が難しく、混合所得の分割以上に調整が困難である。



2. 概念調整後の労働分配率

以上のような概念調整を行えば、国民経済計算で企業部門分析用の労働分配率を算出できる。しかし、実際には、個人企業に関する問題以外にも、非金融法人企業の雇用者報酬が民間部門と公的部門とに分けられていないため、民間企業だけの労働分配率を算出できないといった問題も別途存在する（図表-5）。そのため、企業部門に限定した労働分配率を、理論的に完全な形で算出することは不可能である。

とはいっても、完全な概念調整ができなければ分析に利用できないということもなく、従来も何種類もの計算式が工夫され、国民経済計算のデータを使い企業部門を考慮した労働分配率が計算されてきた。そこで、これまで多数試みられてきた概念調整の中で、比較的頻繁に利用されている調整を行うと、国民経済計算の労働分配率がどのような推移となるか、実際のデータで確認することとする。

なお、求める労働分配率は、純付加価値ベースと粗付加価値ベースとの違いに加え、国民経済計算には、長期間の過去データを持つ旧統計（68SNA）と直近データだけを持つ新統計（93SNA）とが存在するため、一つの計算式（分配率）に対し各四種類の計算を行った（付一図表-1～4）。最初に、純付加価値ベースの労働分配率の計算式を示す。

分配率1：雇用者報酬／国民所得

→概念調整なし。

分配率2：産業の雇用者報酬／

(産業の雇用者報酬+産業の営業余剰・混合所得一家計(個人企業を含む)の営業余剰・混合所得(純)一帰属利子)⁽¹²⁾

→個人企業の混合所得が雇用者報酬に近い性格を持つことに加え、持ち家の帰属家賃も現実には発生していないと考え、両項目とも計算から除外。

分配率3：産業の雇用者報酬／

(産業の雇用者報酬+産業の営業余剰・混合所得一家計(個人企業を含む)の営業余剰(持ち家)(純)一帰属利子)⁽¹³⁾

→持ち家の帰属家賃は現実には発生していないと考え計算から除外。分配率2との違いは、分配率3では持ち家以外の個人企業の混合所得を分母に含めていること。

分配率4：(産業の雇用者報酬+混合所得(純))／

(産業の雇用者報酬+産業の営業余剰・混合所得一家計(個人企業を含む)の営業余剰(持ち家)(純)一帰属利子)

→持ち家の帰属家賃は現実には発生していないと考え計算から除外、個人企業の混合所得は実態的には雇用者報酬と同じと考え分子に加算。分配率3との違いは、分配率4では分子にも混合所得を加えていること。

分配率5：(産業の雇用者報酬／産業の雇用者数)／

{(産業の雇用者報酬+産業の営業余剰・混合所得一家計(個人企業を含む)の営業余剰(持ち家)(純)一帰属利子)／産業の就業者数}⁽¹⁴⁾

→{(産業の雇用者報酬／産業の雇用者数) * 産業の就業者数}／付加価値と表現でき、産業の一人当たり雇用者報酬と同じ所得を全就業者が得ていると仮定。

ただし、付加価値=(産業の雇用者報酬+産業の営業余剰・混合所得一家計(個人企業を含む)の営業余剰(持ち家)(純)一帰属利子)

⁽¹²⁾ 従来、多くの分析で利用されていた 雇用者報酬／(国民所得一家計(個人企業を含む)の営業余剰・混合所得(純))という計算式の考え方を活かし、前述の概念調整の考え方から従って筆者が本文中の式のように変更した。

⁽¹³⁾ 分配率3及び4については、概念調整の考え方から従い、計算式を設定した。

⁽¹⁴⁾ 従来、多くの分析で利用されていた {(雇用者報酬/雇用者数) * 就業者数}／国民所得という計算式の考え方を活かし、前述の概念調整の考え方から従って分配率3を筆者が本文中の式のように変更した。

分配率6：{(法人企業の雇用者数＊産業の雇用者報酬)／(法人企業の雇用者数+個人企業の雇用者数)}／(法人企業部門の雇用者報酬(=分子)+法人企業の営業余剰(純))⁽¹⁵⁾

ただし、法人企業の雇用者数=産業の雇用者数－個人企業の雇用者数⁽¹⁶⁾

法人企業の営業余剰(純)=非金融法人企業の営業余剰(純)+金融機関の営業余剰(純)
→法人企業部門と個人企業部門の一人当たり雇用者報酬が等しいと仮定し、産業の雇用者所得から個人企業の雇用者所得を除くことで、法人企業部門に限定した労働分配率を算出。

これらの純付加価値ベースの計算式を粗付加価値ベースの労働分配率に変えるには、分母に固定資本減耗を加えればよい。図表－5に示してある通り、固定資本減耗は各項目ごとの数値を算出可能であるので、各分配率の計算式の分母に各々該当する固定資本減耗を加えることで、粗付加価値ベースの労働分配率が求められる。次に、粗付加価値ベースの労働分配率を示す。

分配率1：雇用者報酬／(国民所得+国内の全固定資本減耗)

分配率2：産業の雇用者報酬／

(産業の雇用者報酬+産業の営業余剰・混合所得+産業の固定資本減耗－家計(個人企業を含む)の営業余剰・混合所得(総)－帰属利子)

分配率3：産業の雇用者報酬／

(産業の雇用者報酬+産業の営業余剰・混合所得+産業の固定資本減耗－家計(個人企業を含む)の営業余剰(持ち家)(総)－帰属利子)⁽¹⁷⁾

分配率4：(産業の雇用者報酬+混合所得(純))／

(産業の雇用者報酬+産業の営業余剰・混合所得+産業の固定資本減耗－家計(個人企業を含む)の営業余剰(持ち家)(総)－帰属利子)

⁽¹⁵⁾ 桑島(1990)「労働分配率に関する若干の考察」を若干加工。この他に4種類の労働分配率が提案されているが、分配率の動きはあまり変わらない。90年代における変化が大きかったものを例として1つ取り上げた。
算式は、個人企業の雇用者報酬=産業の雇用者報酬－法人企業の雇用者報酬
法人企業の雇用者報酬／法人企業の雇用者数=個人企業の雇用者報酬／個人企業の雇用者数 より。

⁽¹⁶⁾ 総務庁『労働力調査年報』より

⁽¹⁷⁾ 分配率3と4の持ち家の固定資本減耗が68SNAでは開示されていなかったため、帰属家賃－家計(個人企業を含む)の営業余剰(うち持ち家)により求めた概算値を、持ち家の固定資本減耗として使用(中間投入や間接税が含まれている)。

分配率5：(産業の雇用者報酬／産業の雇用者数)／
{(産業の雇用者報酬+産業の営業余剰・混合所得+産業の固定資本減耗－家計(個人企業を含む)の営業余剰(持ち家)(総)－帰属利子)／産業の就業者数}

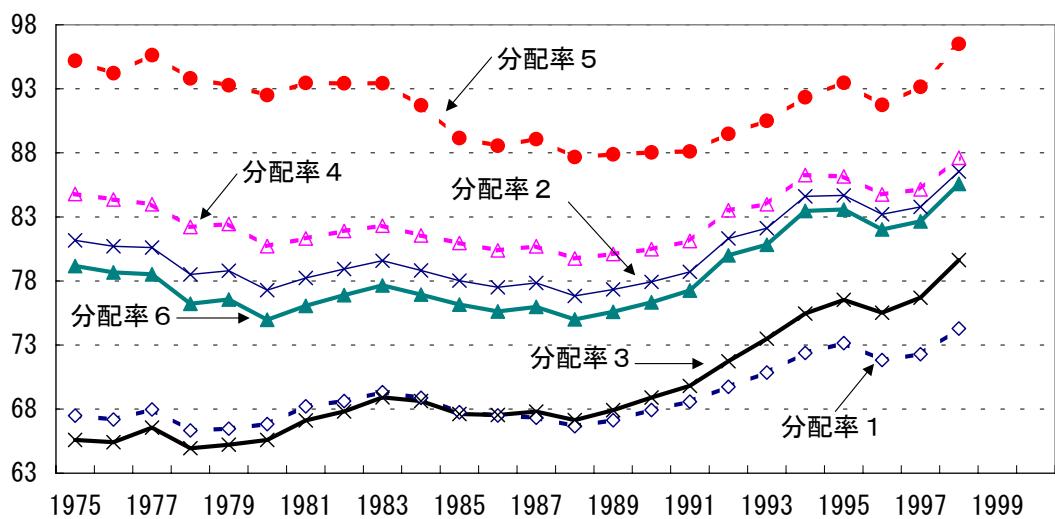
分配率6：{(法人企業の雇用者数＊産業の雇用者報酬)／(法人企業の雇用者数+個人企業の雇用者数)／(法人企業部門の雇用者報酬(=分子)+法人企業の営業余剰(総))
ただし、法人企業の雇用者数=産業の雇用者数－個人企業の雇用者数
法人企業の営業余剰(総)=非金融法人企業の営業余剰(総)+金融機関の営業余剰(総)}

(1) 純付加価値ベースの労働分配率 (図表-8、9、付一図表-1、3)

概念調整後の純付加価値ベースの労働分配率の変動を、概念調整を行っていない分配率1と比較した。分配率3は分配率1と同様に90年頃まで労働分配率が横這いに近い動きで推移していたが、90年以降、上昇に転じている。しかし、その他の分配率は全て、分配率1の動きとは異なり、80年代末頃まで低下傾向にあったが、その後上昇に転じている。

また、分配率の水準を、図表-8、9を使って90年以前と直近2000年とで比べると、全てにおいて直近の労働分配率の水準が過去最高を超える可能性が高い。ただし、分配率4と5は、その超過幅は僅かなものに止まっている。

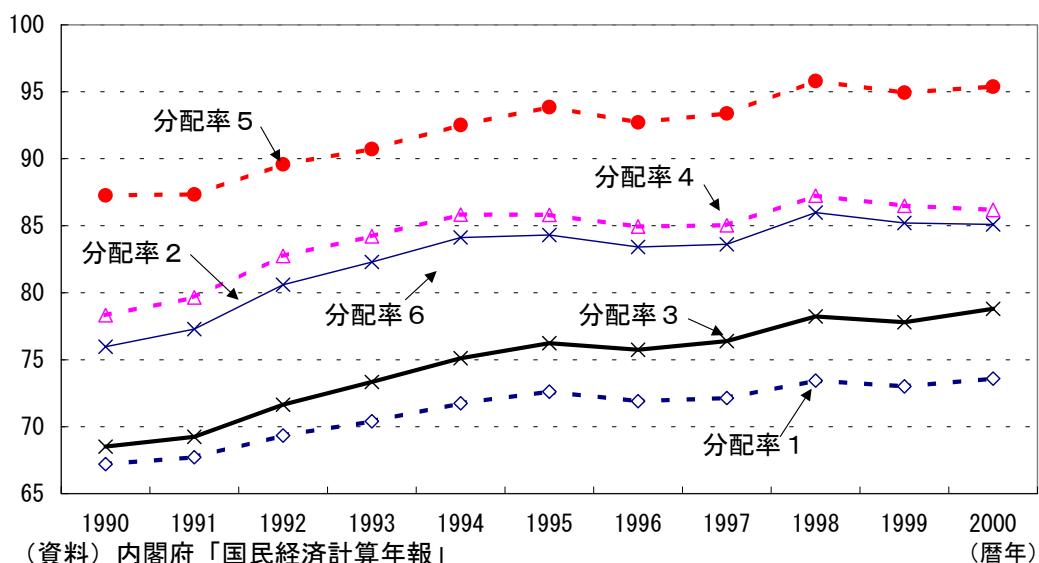
図表-8 68 S N Aでの労働分配率の推移 純付加価値ベース



(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」

(暦年)

図表-9 93 S N Aでの労働分配率の推移 純付加価値ベース

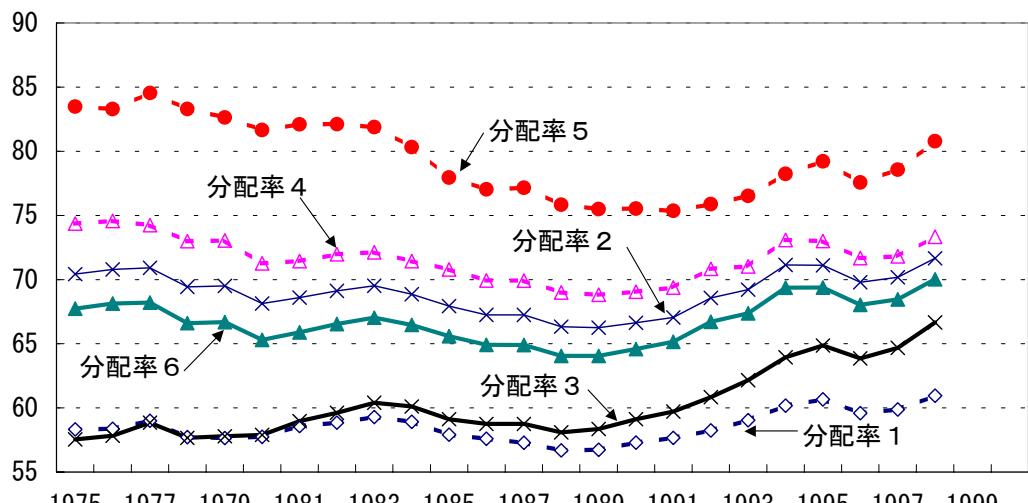


(資料) 内閣府「国民経済計算年報」

(2) 粗付加価値ベースの労働分配率 (図表-10、11、付一図表-2、4)

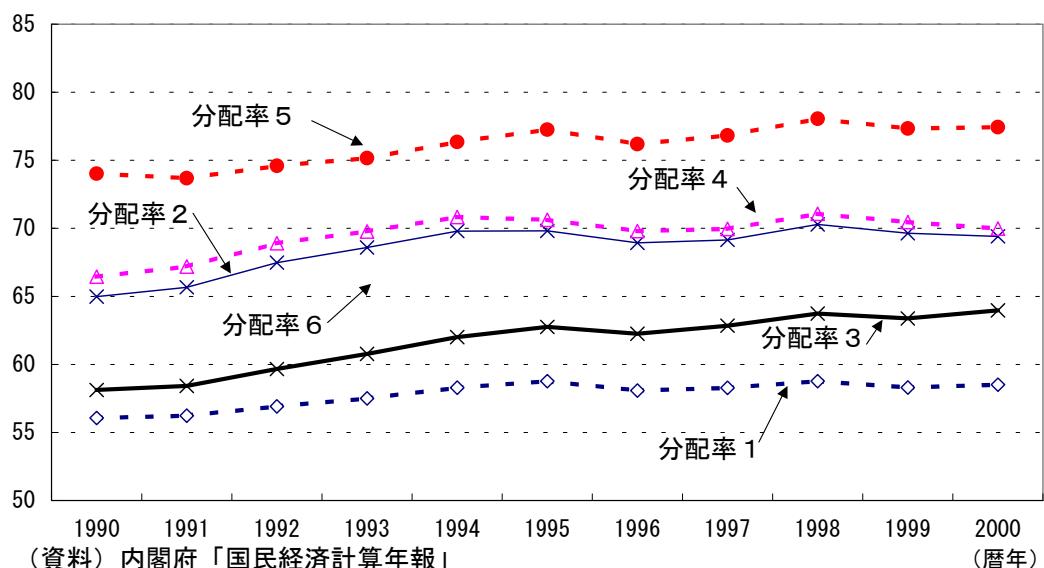
粗付加価値ベースで労働分配率の推移を見ると、どの分配率においても、純付加価値ベースに比べ、直近の分配率の上昇の程度が緩やかである。そのため、直近2000年の労働分配率の水準を過去と比べると、分配率1・3では、直近の労働分配率の水準が過去の最高を超えている可能性が高い。ただ、純付加価値ベースと異なり、分配率1の超過幅はあまり大きくない。また、分配率2と6は、ほぼ過去最高水準並みである。一方、分配率4と5は、90年迄の労働分配率の下落が他に比べ大きかったため、直近時点の労働分配率の水準は期間の平均値並みである。

図表-10 68 S N Aでの労働分配率の推移 粗付加価値ベース



(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」 (暦年)

図表-11 93 S N Aでの労働分配率の推移 粗付加価値ベース



(資料) 内閣府「国民経済計算年報」 (暦年)

(3) 企業部門の労働分配率

分配率2～6は全て、データを産業に限定するなどの概念調整を行っており、概念調整を行っていない分配率1に比べ、企業部門の労働分配率としての信頼性が高い。ただしこれまでみてきたように、データを産業に限定しても、この五つの分配率の推移はかなり異なっている。計算式から判断すると、家計部門のデータ処理方法の違いにその原因があることがわかる。分配率2が分母から混合所得と帰属家賃をともに除いているのに対し、分配率3は分母から帰属家賃のみを除外しており、分配率4は分母から帰属家賃を除きつつ分子に混合所得を加えている。そして、分配率5は産業の一人当たり雇用者報酬と同じ所得を全就業者が得ているとの仮定を置いて、混合所得を調整し、産業全体の労働分配率を算出している。一方、分配率6では、法人企業部門と個人企業部門の一人当たり雇用者報酬が等しいという仮定を置いて、産業の雇用者報酬から個人企業の雇用者報酬を引くことで法人企業の雇用者報酬を求め、個人企業を除いた法人企業だけの労働分配率を算出している。

概念調整の考え方を述べた際に言及した通り、こうしたいずれの調整にも不十分な面が残っている。しかし、国民経済計算ではより詳細な調整を行い、完全な形での企業部門の労働分配率を算出することは難しい。そのため、現時点までの分析結果を総括すると、一般に考えられているように、純付加価値ベースの労働分配率は、90年代に大幅に上昇した可能性が高いということが確認できた。しかしその一方、粗付加価値ベースでは、労働分配率が上昇しているものの、一般に考えられているほどには上昇していなかった。また、粗付加価値ベースでは、2000年の労働分配率が過去の最高水準を上回っているか否かについては、計算方法の違いによって結果が異なり、結論を出すことが難しかった。

そこで、国民経済計算よりはデータの包括性に欠けると思われるが、別の統計を利用することで、労働分配率の推移についてデータの補完が行えないか次に検討する。

V. 法人企業統計における労働分配率

1. 法人企業統計季報と年報

企業データを広範囲に集計した統計としては、上場企業の集計データや経済産業省の「工業統計表」、財務省の「法人企業統計」などいくつもある。しかし、「上場企業」に対象を限定した統計では小規模企業を中心とした非上場企業が抜けてしまい、「工業統計表」では対象が製造業に限られる。また、「法人企業統計」でも金融・保険業が除かれているなど、国民経済計算と同じように全産業を対象とした統計はない。そこで、次善の策として、国民経済計算に次ぐ集計範囲の広さを持つ法人企業統計を利用して、国民経済計算のデータを補完することを考えてみる。

法人企業統計の調査対象が法人企業に限定されているということから、先に計算した分配率の中の、分配率6と考え方が非常に近い。両者とも、IV.-(3)-(1)-ハ)のよう、労働分配率を雇用者と経営者・社員(株主)との間の分配状況を示した指標と考え、法人企業に限定した労働分配率

を求めているとみなせる。そして、法人企業統計を利用する利点は、分配率6のような仮定計算が入らないため、混合所得の取扱いの違いにより発生する分配率の変動を取り除くことが出来ることである。

このように、分配率6と法人企業統計の労働分配率とを併用することで、90年代における企業部の労働分配率の真実の推移にかなり近づけるものと考えられる。

図表-1でみた通り、法人企業統計には法人企業統計季報と法人統計年報の二種類がある。図表-1では、法人企業統計季報の労働分配率を以下の算式で求めていた（再掲）。

分配率7：人件費／（経常利益+人件費+支払利息・割引料+減価償却費）

この季報の分配率では、分配率の上昇傾向は90年度以前にも若干みられるが、90年代に入るとこの傾向が一層顕著になっている。その結果、90年度以前の労働分配率の平均は56.5%であるのに対し、90年度以降の平均は63.5%となり、90年代に労働分配率の大幅な水準シフトがあったと判断できた。

一方、法人企業統計年報では労働分配率を次のように求めていた（再掲）。

分配率8：人件費／（営業利益+人件費+動産・不動産賃借料+租税公課）

なお、人件費=役員給与+従業員給与+福利厚生費

年報での労働分配率は、90年以前は67.3%～72.8%の間を推移していたが、93年度以降はそれまでの上限を常に上回っていた。ただし、直近2000年度には73.2%と、99年度に付けた過去最高の75.5%から下がっており、90年度の労働分配率の水準シフトは、季報ほど鮮明でなかった。

二つの計算式を比較すると、季報が減価償却費（固定資本減耗）を含んだ粗付加価値ベースの分配率であるのに対し、年報では純付加価値ベースの分配率となっているなど、この二つの分配率にはいくつかの違いがある。しかし、こうした違いが昔からあるにもかかわらず、季報と年報の労働分配率の推移は、90年度までは概ね一致していた。そして、年報に比べ季報の分配率の上昇傾向が顕著となるなど両者の動向に大きな違いが出てきたのは、90年代に入ってからのことである。

どちらの統計も財務省が調査、公表している統計で、統計の作り方に関する若干の違いを除けば、概ね同一の統計と考えてよい。そのため、この労働分配率の推移の差が何故発生したのか、また、どちらの統計を使って労働分配率を計算するべきかについて検討を行う。そして、国民経済計算と同様に、調整が必要であればデータの調整を行い、より真実に近い労働分配率を計算する。

2. 法人企業統計季報と年報における労働分配率の違い

(1) 調査対象法人の範囲

季報と年報とで労働分配率の推移が異なる最大の原因是、季報の調査対象法人が資本金一千万円以上の企業であるのに対し、年報では一千万円未満の法人も含んでいることである。

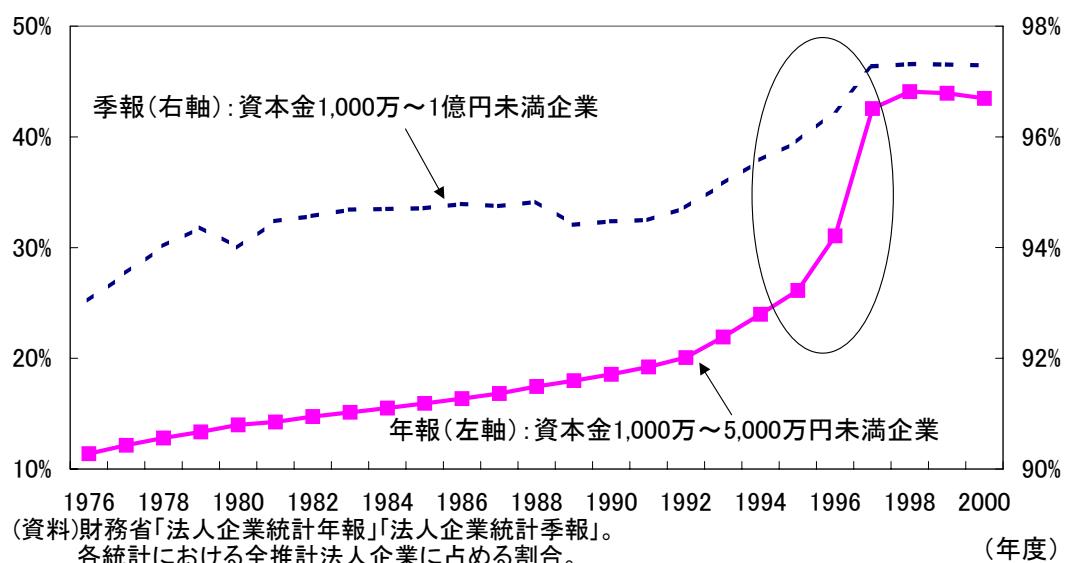
インフレなどに伴う資本金増加の影響から、資本金一千万円以上の企業の意味するところは、時間の経過とともに異なってくる。例えば、何年も前は資本金一千万円未満であった企業が、インフレに応じて資本金を増額すれば、企業集団内での相対的位置関係が変わらずとも、現在は資本金一千万円以上の企業となっていることもある。

季報のようにある特定の金額を下限として調査対象企業の範囲を決めている場合、時間の経過とともに、調査対象企業に占める実質的意味での小規模企業の割合が増加し、統計の持つ特徴も徐々に変化することとなる。

統計の持つこのような性質が、90年度の商法改正により一段と強調されることとなった。そのため、90年代の季報のデータは、それ以前のデータとの間で連続性に問題の多いものとなってしまった。

つまり、90年度の商法改正では、株式会社の最低資本金が一千万円に引き上げられた。この商法改正を受けて、それまで資本金が一千万円未満で株式会社を名乗っていた企業の中で、株式会社の称号を維持するために増資を行い、資本金を一千万円以上に高めるという行動をとった企業が多数現れた。そのため、この商法改正以降、統計に占める資本金一千万円以上の企業の割合が、急速に高まることとなった（図表-12）⁽¹⁸⁾。

図表-12 小規模法人企業の割合の推移



⁽¹⁸⁾ 商法改正が90年度で、施行が91年度であったにもかかわらず、93年度から97年度にかけてこのように小規模企業の割合が急上昇したのは、この制度変更における猶予期間が5年間あったことと、資本金1億円未満の企業の抽出が前年度のデータに基づくことによるためである。

この商法改正が年報と季報とに与えた影響を考えると。年報では、調査対象企業が日本国内に本店を有する金融・保険業を除く全営利企業であるため、調査対象法人の中で資本金一千万円以上の企業の割合が増加しても、その分一千万円未満の企業の割合が減少し、統計全体では法律改正に伴う影響は現れない。しかし、季報では調査対象法人が資本金一千万円以上の企業に限定されているため、商法改正以前は調査対象に含まれていなかった小規模企業が、商法改正以後は調査対象企業に含まれることとなり、統計内における企業規模の構成に大きな影響が生じることになった。

こうした統計における企業構成の変化が、大企業では労働分配率が低く、中小企業では労働分配率が高いという一般的な傾向⁽¹⁹⁾と合わせり、季報ではこの時期に労働分配率が急上昇したよう見えることとなった（図表－6）。

増資と労働分配率との関係を考えると、資本金が増額されてもそれだけでは労働分配率が変化することはほとんどない。例えば、増資が全て借入金の返済に回され、資産サイドには何も変化が生じないと仮定すると、付加価値額や労働分配率といった収益面のデータは、ほとんど影響を受けないはずである。そのため、こうした統計作成上の理由により制度改正の影響を受けた季報より、このような影響を受けていない年報の方が、当時の労働分配率の状況をより正しく示していると考えられる。

（2）会計科目

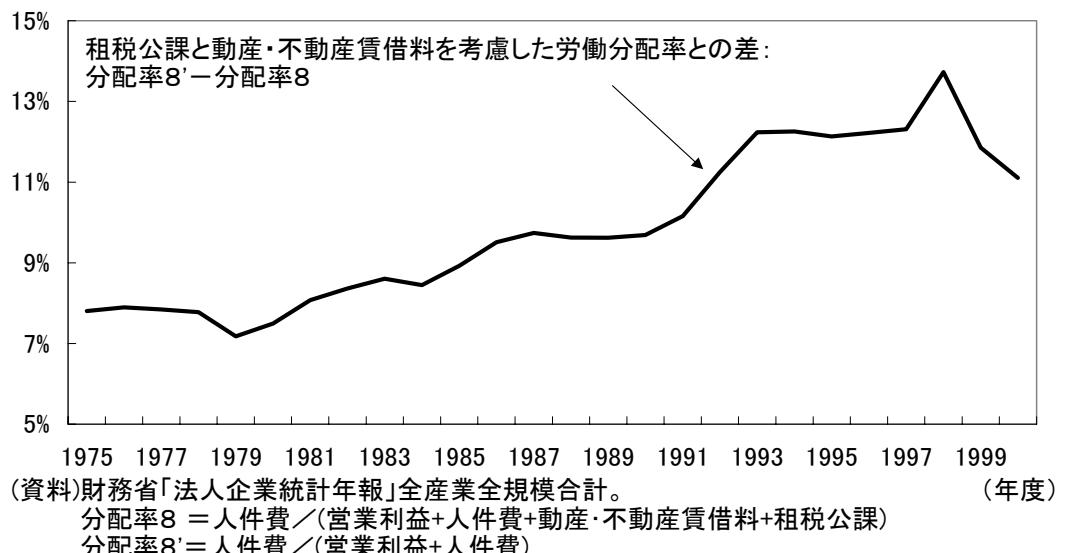
違いの原因の二つ目は、季報に比べ年報の方が、付加価値を算出するのに必要な会計科目を多く利用できることである（例えば、動産・不動産賃借料、租税公課）。

ただ、この問題を考える際には、利用科目数の違いというよりは、各会計科目の変動の違いについて考える必要がある。つまり、年報でのみ利用できる科目が、両統計で計算に使用されている他の科目に比べ変動が大きければ、両統計における付加価値の推移に違いが生じるが、変動が同じであれば、会計科目が少なくとも特に問題はないはずである。

図表－13は、年報のデータを用いて、付加価値に租税公課と動産・不動産賃借料を含んだ労働分配率と、両科目を含まない労働分配率とを比較し、両科目が労働分配率に与えた影響を調べたものである。

⁽¹⁹⁾ 大企業では資本調達が相対的に容易であるため資本装備率が高めとなる一方、人件費が割高なため労働投入量が相対的に低くなるのに対し、中小企業ではその逆であることが原因であると考えられる。

図表-13 付加価値構成項目の違いによる労働分配率の変化



これによると、季報と同じく両科目を含まない労働分配率は、両科目を含む分配率よりも、91～93年度にかけて労働分配率が大幅に上昇していることが確認でき、この両科目が労働分配率の変動に与えた影響が大きかったことがわかる。そのため、両科目を除いた分配率より、両科目を含んだ分配率の方がより真の労働分配率の動きに近く、分析に利用するのにふさわしいといえる。

(3) 基礎資料

違いの原因の三つ目は、両統計の元データに起因しており、季報が企業の四半期仮決算を集計した統計であるのに対し、年報は確定決算資料を集計した統計であることである。

日本企業の間で四半期決算があまり普及していないことを考慮すると、データの信頼性という面からは、確定決算資料を下にした年報データの方が信頼性が高い。また、この法人企業統計では、以前に発表されたデータが後から改定されがちで、四半期データを合計して年間データを作成しても確定決算資料とは一致せず、結果として、季報による年度データは年報のデータに比べ統計の精度が低くなる。

(4) 利益項目

違いの原因の最後は、両統計で付加価値を計算する際に利用している利益項目の違いであり、季報が経常利益+支払利息・割引料を用いているのに対し、年報は営業利益を用いている⁽²⁰⁾。

国民経済計算の考え方に基くと、企業部門の生み出す付加価値はその生産活動から生じたもの

⁽²⁰⁾ 当然のことながら、利用統計の利益と付加価値の計算方法との間に一対一対応など特段の決まりはなく、この説明は、当レポートの中での話である。付加価値の計算には、この二つの利益でなく当期利益などを用いる場合もある。

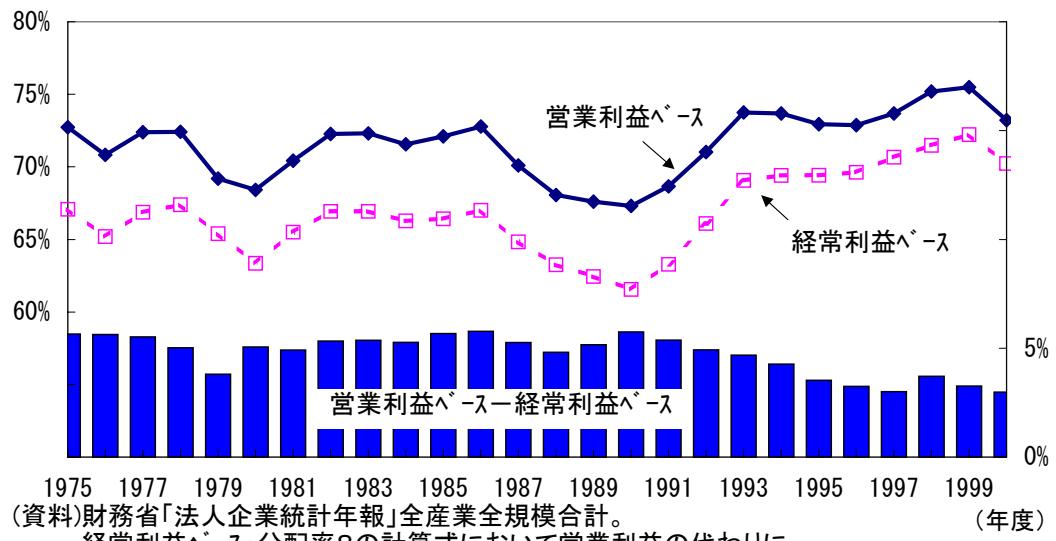
であり、財産所得は移転所得の一つとして、付加価値が生産された後のやりとりとして分類される。企業会計上、本来の生産活動による利益は営業利益であるので、付加価値は営業利益を用いて算出されるべきである。土地や金融資産の価格変動により生じたキャピタルゲインは生産物とはいえないため、このような売買損益が含まれる経常利益は付加価値としてふさわしくない。

また、経常利益に含まれる有価証券の売買損益は、企業による決算操作の対象として恣意的に利用されることが多く行われてきた。こうした決算操作が行われると、経常利益はその時々の企業活動の実態を映さなくなるため、こうしたデータをもとに分析を行うことにはあまり意味がない⁽²¹⁾。

当レポートでは、営業利益を使い法人企業統計の労働分配率を求ることとする⁽²²⁾。

念のために、営業利益と経常利益の違いにより労働分配率の推移にどの程度違いが出ているか確認すると、90年頃までは、両者の労働分配率の差はほとんど一定であったが、90年代以降は、両者の差が徐々に縮まり、経常利益を用いた労働分配率の上昇が目立っている（図表-14）。

図表-14 使用利益による労働分配率の違い



(資料)財務省「法人企業統計年報」全産業全規模合計。

経常利益ベース:分配率8の計算式において営業利益の代わりに、
経常利益+支払利息・割引料を使用。

⁽²¹⁾ 個々の企業にとっては、生産活動以外の資産保有による利益も利益であることに変わりはない。特に、日本企業の場合、一般的に企業は生産活動に専念するだけでなく、有価証券などの資産保有を行うのが当然であると考えられており、企業も営業利益ではなく経常利益を重視した活動を行ってきたと考えられる。そのため、経常利益を用いて付加価値を算出した方が企業行動の実態にあったものであり、ふさわしいという意見も多い。

⁽²²⁾ 国民経済計算の考え方方に従うと、営業余剰は企業の営業利益に、企業所得は経常利益に近い概念であると考えられる。そのため、経常利益を使用すると国民経済計算の考え方方に反するとまではいえない。しかし、本文中に記載したように、経常利益に国民経済計算では調整勘定に分類される有価証券の売買損益が含まれており、営業利益に比べると、国民経済計算の付加価値の概念との差が大きくなる。

3. 法人企業統計におけるデータ修正後の労働分配率

以上四点、季報と年報の労働分配率の推移が異なる要因についてみてきた。原因の中には、それぞれの統計が持つ固有の原因もあれば、たまたま計算に利用した計算式に原因があったものもあったが、統計固有の原因から判断すると、季報より年報の方が、労働分配率を算出する際の利用統計として優れていると考えられる⁽²³⁾。

ただ、法人企業統計年報にも、先に挙げた金融・保険業が統計に含まれていないという問題以外にも、会計処理基準の大幅な変更があった際にはデータの継続性が失われる、あるいは、調査対象企業において会計処理の方法が統一されていないなどといった問題がある⁽²⁴⁾。

これらの問題の中には、統計の性質上、利用者がデータ調整を行うことが不可能な項目もあるが、会計基準の変更についてはその変更内容と影響が明らかであり、変更データが開示されており、計算可能であるならば、利用者がデータ調整を行いデータの連続性を保つことは可能である。特に近年は、企業会計に関する法律・規則の改正が非常に多く、何らかのデータ調整を行わないと過去との連続性が確保できない場合も少なくない。

最近行われた会計制度の変更の中で、労働分配率に与える影響が大きかったものを挙げると、事業税の表示区分変更とソフトウェアの新規取得の計上がある。そこで、この二項目につきデータの調整を行い、過去との比較が可能な労働分配率を求ることとする。

事業税の表示区分変更とは、従来、販管費及び一般管理費に計上されていた事業税が会計基準の変更に伴い、税引前当期利益から控除されるようになったものである。そのため、営業利益以下の利益が、この変更の前後で、事業税の分だけ増加することになった。こうした会計基準の変更による利益の変動が、企業業績の変化を反映したものでないことは当然であるので、この基準変更が利益に与えた影響を、大蔵省が発表している98～2000年度の調査データをもとに修正する。

次に、ソフトウェアの新規取得の計上とは、従来は、無形固定資産として計上されていなかったコンピューターソフトウェアが、市場販売目的および自社利用目的のソフトウェアで新規に取得されたものについて、計上されるようになったことである。これについても、無形固定資産への計上にともない、減価償却費が増加するため、過去との連続性を取るために、データを修正する必要がある。この修正についても、財務省より99年度と2000年度の減価償却費の試算値が提示されているので、このデータに基き減価償却費を修正する。

この2点の修正を行った労働分配率を分配率9とし、図表-15に示す。

(23) 速報性や、年報では調査していない勘定科目を調査している点など、季報の統計としての利便性は高く、分析目的・手法によっては季報を用いることに問題はない。ただし、90年度の商法改正は季報データにおける過去との連続性を大幅に阻害した可能性が高い。労働分配率以外の分析に季報を用いる際にも、企業規模によりデータの内容が大きく異なるデータを扱う際には注意が必要である。

(24) 国民経済計算と同様に、研究開発費が調査対象に含まれていないためこれを含めて労働分配率を算出する必要があるとの意見があるが、先に述べたような理由から、当レポートでは検討の対象から外している（脚注9参照）。

純付加価値ベースの労働分配率

分配率9：人件費／

(営業利益－表示区分が変更された事業税額+人件費+動産・不動産賃借料+租税公課)

なお、人件費＝役員給与+従業員給与+福利厚生費

粗付加価値ベースの労働分配率

分配率9：人件費／

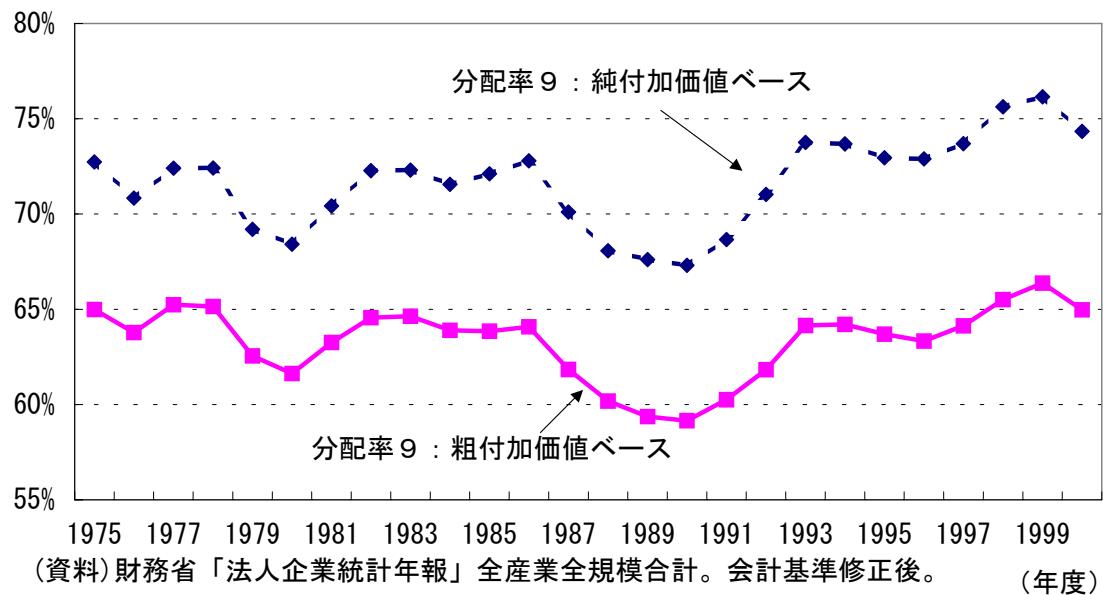
(営業利益－表示区分が変更された事業税額+人件費+動産・不動産賃借料+租税公

課+減価償却費+特別減価償却費－ソフトウェアの減価償却費)

会計基準の変更による影響を修正し、過去との連続性を確保した労働分配率の変動および水準を見ると、純・粗付加価値ベースとも、事業税の調整を行い利益が減少した分だけ労働分配率が上昇している。また、粗付加価値ベースでは、ソフトウェアの減価償却費が減少した分だけさらに分配率が上昇している。

その結果、純付加価値ベースでは、直近2000年度においても、労働分配率は高止まりしたままであり、図表-1に示した調整前の法人企業統計年報の分配率が2000年度に急速に低下しているのと大きな違いが出ている。そして、粗付加価値ベースでは、2000年度の労働分配率の水準は、99年度の過去最高より低下したものの、過去の変動幅の上限、70年代後半の水準にある。

図表-15 会計基準の変更の影響を修正した労働分配率



VII. 労働分配率の現状と評価

1. 法人企業統計における金融機関のデータ補完

企業部門全体における労働分配率を、既存統計から求めることは統計の限界などがあり難しかつたが、国民経済計算の労働分配率を法人企業統計の労働分配率で補完することで、前者の持つ欠点が若干解消され、より真実に近い労働分配率が導き出せると思われる。ただ、この分配率⁹には金融機関のデータが含まれていないため、労働分配率の本当の動きを考えるには、これを補う必要がある。金融機関の労働分配率を図表-16に示す⁽²⁵⁾。

純付加価値ベースの労働分配率

金融機関の労働分配率：金融・保険業の雇用者報酬／

(金融・保険業の雇用者報酬+金融機関の営業余剰(純)+帰属利子)

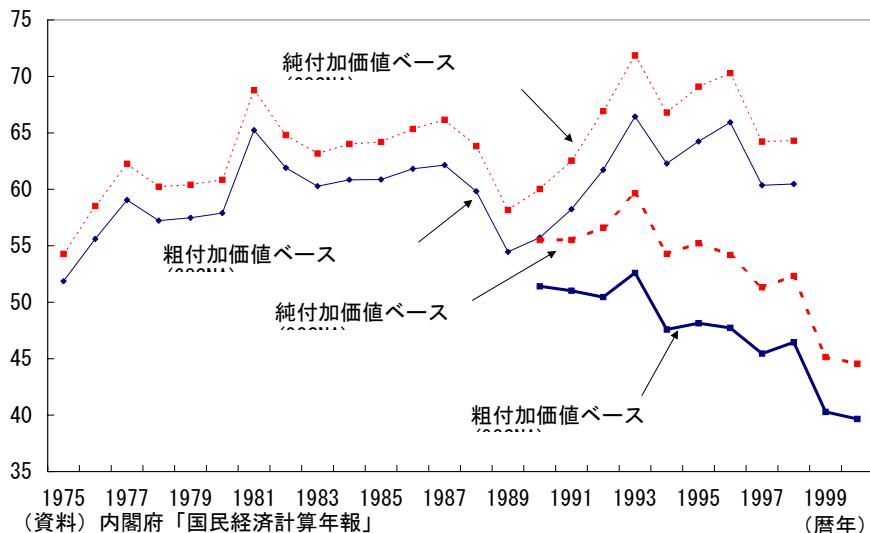
粗付加価値ベースの労働分配率

金融機関の労働分配率：金融・保険業の雇用者報酬／

(金融・保険業の雇用者報酬+金融機関の営業余剰(総)+帰属利子)

図表-16をみると、68SNAと93SNAとでは推移に若干違いがあるものの、金融機関の労働分配率は90年代半ば以降低下傾向にあると思われる。そのため、金融機関を含まないことにより、90年代後半の法人企業統計の労働分配率が、高めとなっている可能性が高いと思われる。

図表-16 金融機関の労働分配率



⁽²⁵⁾ 帰属利子は「金融業の受取利子および配当と支払利子の差額をさす。利子は主として他産業の付加価値から支払われたものであるから、それを再び生産としてとりあげることは一旦、生産額が二重計算になるが、この二重計算を除去するために、金融業の付加価値及び営業余剰の計算上は帰属利子の額を控除することにしている。」内閣府経済社会総合研究所編（2001）P. 1040。しかし「金融機関の労働分配率」では、国全体ではなく、金融機関内部の労働分配率を計算しているため、帰属計算を行い分母に金融機関の営業余剰(純)を使うと、分母と分子が整合的でなくなる。そのため、帰属利子を含めた付加価値をもとに労働分配率を算出した。

2. 企業部門における90年代の労働分配率

(1) 純付加価値ベースの労働分配率からみた企業の人事費問題

純付加価値ベースの労働分配率で、国民経済計算の労働分配率を法人企業統計の労働分配率と比較すると、90年代半ば以降、両者の格差が広がっておりやや違いが目立つ（図表-17）。

もっとも、分配率6を求める際に、個人企業部門の一人当たり雇用者報酬が法人企業部門と等しいという仮定を置き、産業全体の雇用者報酬から個人企業部門の雇用者報酬を除いて法人企業部門の雇用者報酬（分子）を求めていた。そのため、この分配率6には、個人企業部門の一人当たり雇用者報酬が実際より多く計算され、結果として、法人企業部門の雇用者報酬が実際より少なくなり、労働分配率も低くなるという傾向がある。そして、こうした傾向と雇用者比率の上昇傾向（＝個人企業部門の比率低下、図表-7）とが合わさると、個人企業部門の比率低下に従い、計算の結果求められる法人企業部門の雇用者報酬が上昇し実際の状況に近づくため、自動的に労働分配率に上昇傾向が現れる。

のことから、真の労働分配率の上昇の程度は、分配率6よりは緩やかだろうということが予想出来るものの、その程度までは判らない。また、法人企業統計に金融機関のデータが含まれていないために、90年代における金融機関の労働分配率の推移を考慮に入れると、図表-17の分配率9は、真の労働分配率に比べ上昇の程度が大きくなっている可能性が高い。

このように、二つの統計を使っても真の労働分配率がどのような推移となっているか判断が難しいが、以上のような要因を考慮に入れても、二つの分配率で共に直近の労働分配率が過去と比べかなり上昇しているということに変わりはないだろう。そのため、純付加価値ベースの労働分配率では、一般に考えられているように労働分配率は上昇しすぎており、労働と資本の間における価値（価値の純増分）の分配のバランスを元の状態に戻すには、人件費の大幅な削減が不可欠であるという結論が導き出される。

図表-17 純労働分配率の推移（再掲）

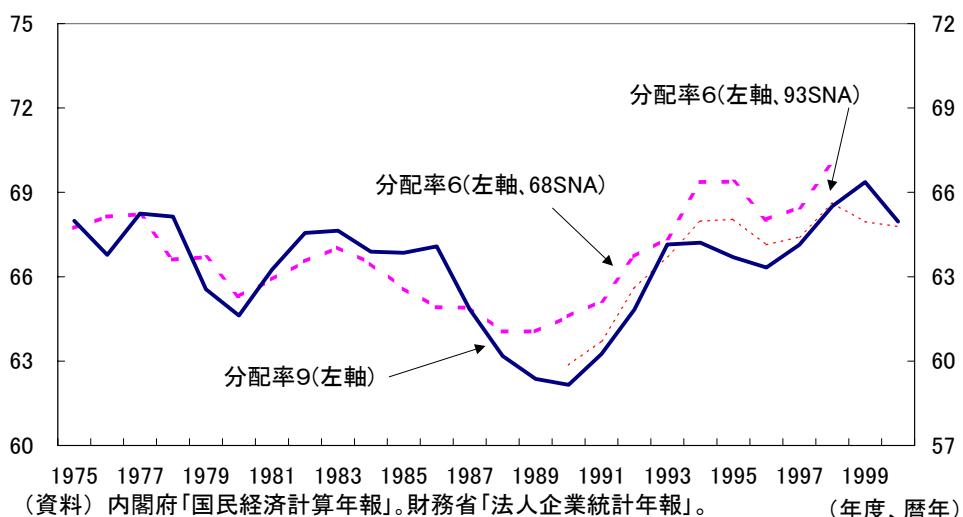
(2) 粗付加価値ベースの労働分配率からみた企業の人件費問題

一方、粗付加価値ベースの労働分配率では、年度データと暦年データの違いを考慮すれば、分配率6と9はほとんど同じ動きをしている（図表-18）。

ここで純付加価値ベースと同じように、分配率6が計算上の原因で真の分配率よりやや高めになっていることと、法人企業統計に金融機関のデータが含まれていないために、分配率9が真の労働分配率を上回っている可能性が高いということとを考慮すると、90年代の真の粗付加価値ベースの労働分配率は、図表-18をやや下回って推移していた可能性が高いと考えられる。そのため、90年以前と直近とで労働分配率の水準とを比べても、2000年時点の労働分配率は過去の変動幅の上限に位置しているものの、変動範囲内には十分収まっているということがわかる。

以上の結果、粗付加価値ベースの労働分配率では、一般に考えられているような、労働分配率が90年代に上昇しすぎたため人件費の大幅削減は避けられないとの意見は正しくなく、あまり大幅な人件費の削減は必要ないという結論に至る。

図表-18 粗労働分配率の推移（再掲）



VII. おわりに

日本企業の労働分配率が、90年代に世間一般で考えられているほど上昇したかということについて、国民経済計算と法人企業統計のデータを使い検討を行った。

通常は、統計の内容について特に意識することもなく労働分配率を計算し分析を行っているが、本来は、統計毎に適切な調整を行ったうえで、目的に合った労働分配率を算出し、分析を行うことが望ましい。ただし、各統計にはそれぞれデータ上の限界があるため、理論的に完全な形で企業部門の労働分配率を導き出すことは難しい。そこで当レポートでは、国民経済計算を法人企業統計で補完してより真実に近い労働分配率を考え、分析を行った。

分析の結果、純付加価値ベースの労働分配率では、一般に考えられているように労働分配率は大幅に上昇しており、人件費の大幅な削減が避けられないということがわかった。

しかしその一方、粗付加価値ベースの労働分配率では、労働分配率は上昇しているものの、過去の変動の範囲内であった。そして、人件費についても、純付加価値ベースに比べれば、小幅な調整で十分であるということがわかった。

このように、労働分配率の求め方により、労働分配率からみた人件費の調整幅についての結論はかなり異なるものとなったが、実際の企業経営の場面では、どちらの考え方に基いた行動をとることが望ましいのだろうか。

企業の目的は利潤の最大化にある。そして、それを達成するには、一定の収入に対して費用を最小化する必要がある。費用を特性にしたがって分けると、売上の増減に応じて変動する変動費と売上の増減に関係なく発生する固定費とに分けられる。特に、この固定費が企業業績の変動に与える影響は大きく、この固定費の最適化が企業にとってとりわけ重要である。人件費と減価償却費はともにこの固定費に含まれるものであり、費用全体の分析を行う際に、片方を除いた分析を行うことは適切とはいえない。両者を含めた費用構造の分析を行う必要がある。

当レポートのⅢ章で整理した付加価値の考え方従えば、粗付加価値ベースの分配率は、生産の費用構成を示すものである。労働分配率を用いて人件費を分析することは、企業経営の費用構造の分析の一つであり、分析には減価償却費を含めるべきである。これを含まない純付加価値ベースの分析は、費用面の分析手法として必ずしも適切とはいえない。

現在は、株価の下落などから企業経営に与える株式市場の影響が強まっており、資本と労働の二分論の立場から株主にどれだけ利益が分配されているか、あるいは単純に、株価を支えるためには株主への分配をさらに増やす必要があるといった、どちらかというと純付加価値ベースに近い考え方が重視される傾向にある。そのため、今後、粗付加価値ベースからみると、人件費の過剰な削減が行われる可能性がある。

しかし、生産費用から考えて必要以上となる費用の削減は、生産活動のバランスを崩すこととなり、労働者に過度の雇用不安や所得不安を生じさせる原因となる。そしてその結果、生産効率の低下や消費の低迷が発生し、景気の低迷やデフレの進行が一段と進むことも考えられる。

単に人件費を削減すれば、企業業績が回復するといった企業経営理論が存在しないように、こうした過度の人件費の削減では、企業業績の回復やひいては日本の景気回復につながることもないだろう。労働分配率を使って人件費の高低を判断する際には、利用する労働分配率が目的にあったものであるか注意が必要である。

付一図表-1

純付加価値ベース 労働分配率の推移 (68SNA) (%)									
(暦年)	分配率1	分配率2	分配率3	分配率4	分配率5	分配率6	分配率7	分配率8	分配率9
1975	67.5	81.2	65.6	84.8	95.2	79.2	—	72.7	72.7
1976	67.2	80.7	65.4	84.4	94.2	78.7	66.4	70.8	70.8
1977	68.0	80.6	66.6	84.0	95.6	78.5	67.8	72.4	72.4
1978	66.3	78.5	64.9	82.2	93.8	76.2	67.5	72.4	72.4
1979	66.5	78.8	65.2	82.5	93.3	76.6	64.9	69.2	69.2
1980	66.8	77.3	65.6	80.7	92.5	75.0	63.7	68.4	68.4
1981	68.2	78.2	67.1	81.3	93.5	76.1	67.1	70.4	70.4
1982	68.6	78.9	67.8	81.9	93.4	76.9	68.9	72.3	72.3
1983	69.3	79.6	68.9	82.3	93.4	77.7	67.9	72.3	72.3
1984	68.9	78.8	68.6	81.6	91.7	76.9	68.1	71.6	71.6
1985	67.8	78.0	67.6	81.0	89.1	76.2	69.3	72.1	72.1
1986	67.5	77.5	67.5	80.4	88.6	75.6	70.9	72.8	72.8
1987	67.3	77.8	67.8	80.7	89.1	76.0	69.0	70.1	70.1
1988	66.7	76.8	67.1	79.8	87.7	75.0	66.9	68.1	68.1
1989	67.1	77.3	67.9	80.1	87.9	75.6	66.0	67.6	67.6
1990	67.9	77.9	68.9	80.5	88.0	76.3	65.3	67.3	67.3
1991	68.6	78.7	69.8	81.1	88.1	77.3	68.6	68.7	68.7
1992	69.7	81.3	71.7	83.5	89.5	80.0	74.5	71.0	71.0
1993	70.9	82.1	73.5	84.0	90.5	80.8	77.3	73.8	73.8
1994	72.4	84.6	75.5	86.3	92.3	83.5	77.9	73.7	73.7
1995	73.1	84.7	76.5	86.2	93.5	83.6	78.5	72.9	72.9
1996	71.8	83.2	75.5	84.8	91.7	82.0	77.5	72.9	72.9
1997	72.3	83.8	76.7	85.2	93.2	82.7	79.5	73.7	73.7
1998	74.3	86.5	79.6	87.6	96.5	85.6	82.2	75.2	75.6
1999							79.9	75.5	76.2
2000							77.5	73.2	74.3

(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」。財務省「法人企業統計年報」「法人企業統計季報」。

総務庁「労働力調査年報」。なお、分配率7-9は年度データ。

付一図表-2

粗付加価値ベース 労働分配率の推移 (68SNA) (%)									
(暦年)	分配率1	分配率2	分配率3	分配率4	分配率5	分配率6	分配率7	分配率8	分配率9
1975	58.3	70.4	57.5	74.4	83.5	67.7	—	65.0	65.0
1976	58.4	70.8	57.8	74.6	83.3	68.1	54.2	63.8	63.8
1977	59.0	70.9	58.8	74.2	84.5	68.2	56.5	65.2	65.2
1978	57.7	69.4	57.7	73.0	83.3	66.6	57.1	65.1	65.1
1979	57.7	69.5	57.8	73.1	82.6	66.7	54.3	62.6	62.6
1980	57.7	68.1	57.9	71.3	81.7	65.3	52.9	61.6	61.6
1981	58.6	68.6	59.0	71.4	82.1	65.9	55.5	63.3	63.3
1982	58.8	69.1	59.6	72.0	82.1	66.5	57.3	64.6	64.6
1983	59.3	69.5	60.4	72.1	81.9	67.0	56.9	64.6	64.6
1984	58.9	68.9	60.1	71.4	80.3	66.5	57.1	63.9	63.9
1985	57.9	67.9	59.1	70.8	77.9	65.6	58.0	63.9	63.9
1986	57.6	67.3	58.8	69.9	77.0	64.9	59.8	64.1	64.1
1987	57.3	67.3	58.7	69.9	77.2	64.9	58.7	61.8	61.8
1988	56.7	66.3	58.1	69.0	75.8	64.1	57.0	60.2	60.2
1989	56.7	66.3	58.4	68.8	75.5	64.0	55.5	59.4	59.4
1990	57.3	66.6	59.1	69.1	75.5	64.6	53.9	59.2	59.2
1991	57.7	67.0	59.7	69.4	75.4	65.1	56.1	60.3	60.3
1992	58.2	68.6	60.8	70.8	75.9	66.7	60.5	61.8	61.8
1993	59.0	69.2	62.2	71.0	76.5	67.4	63.5	64.1	64.1
1994	60.2	71.1	63.9	73.1	78.2	69.4	64.2	64.2	64.2
1995	60.7	71.1	64.9	73.0	79.2	69.4	65.7	63.7	63.7
1996	59.6	69.8	63.9	71.7	77.6	68.0	65.0	63.3	63.3
1997	59.9	70.2	64.7	71.8	78.6	68.5	66.8	64.1	64.1
1998	61.0	71.7	66.7	73.3	80.8	70.0	69.1	65.2	65.5
1999							67.3	65.6	66.4
2000							65.9	63.6	65.0

(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」。財務省「法人企業統計年報」「法人企業統計季報」。

総務庁「労働力調査年報」。なお、分配率7-9は年度データ。

付一図表－3

(暦年)	純付加価値ベース 労働分配率の推移 (93SNA) (%)								
	分配率1	分配率2	分配率3	分配率4	分配率5	分配率6	分配率7	分配率8	分配率9
1990	67.2	76.0	68.5	78.3	87.3	74.3	65.3	67.3	67.3
1991	67.7	77.3	69.2	79.6	87.3	75.8	68.6	68.7	68.7
1992	69.3	80.6	71.6	82.7	89.6	79.2	74.5	71.0	71.0
1993	70.4	82.3	73.3	84.2	90.7	81.0	77.3	73.8	73.8
1994	71.7	84.1	75.1	85.8	92.5	83.0	77.9	73.7	73.7
1995	72.6	84.3	76.2	85.8	93.9	83.2	78.5	72.9	72.9
1996	71.9	83.4	75.7	84.9	92.7	82.2	77.5	72.9	72.9
1997	72.1	83.6	76.4	85.0	93.4	82.5	79.5	73.7	73.7
1998	73.4	86.0	78.2	87.2	95.8	85.0	82.2	75.2	75.6
1999	73.0	85.2	77.8	86.5	94.9	84.2	79.9	75.5	76.2
2000	73.6	85.1	78.8	86.2	95.4	84.1	77.5	73.2	74.3

(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」。財務省「法人企業統計年報」「法人企業統計季報」。

総務庁「労働力調査年報」。なお、分配率7-9は年度データ。

付一図表－4

(暦年)	純付加価値ベース 労働分配率の推移 (93SNA) (%)								
	分配率1	分配率2	分配率3	分配率4	分配率5	分配率6	分配率7	分配率8	分配率9
1990	56.1	65.0	58.1	66.4	74.0	62.9	53.9	59.2	59.2
1991	56.2	65.7	58.4	67.2	73.7	63.7	56.1	60.3	60.3
1992	56.9	67.5	59.7	68.9	74.6	65.6	60.5	61.8	61.8
1993	57.5	68.6	60.8	69.8	75.2	66.7	63.5	64.1	64.1
1994	58.3	69.8	62.0	70.8	76.4	68.0	64.2	64.2	64.2
1995	58.8	69.8	62.7	70.6	77.3	68.0	65.7	63.7	63.7
1996	58.1	68.9	62.2	69.8	76.2	67.1	65.0	63.3	63.3
1997	58.3	69.2	62.8	70.0	76.8	67.4	66.8	64.1	64.1
1998	58.8	70.3	63.7	71.1	78.1	68.6	69.1	65.2	65.5
1999	58.3	69.6	63.4	70.5	77.3	68.0	67.3	65.6	66.4
2000	58.5	69.4	64.0	70.0	77.4	67.8	65.9	63.6	65.0

(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」。財務省「法人企業統計年報」「法人企業統計季報」。

総務庁「労働力調査年報」。なお、分配率7-9は年度データ。

(参考文献)

- [1] 石川経夫 (1991) 『所得と富』 岩波書店
- [2] 伊丹敬之 (2000) 『日本型コーポレートガバナンス』 日本経済新聞社
- [3] 大蔵省『財政金融統計月報 法人企業統計年報特集』各年版
- [4] 小野旭 (1983) 『労働経済学』 東洋経済新報社
- [5] 小野旭 (1985) 「労働所得の分配と経済成長率」『日本労働協会雑誌 1985年12月』
- [6] 小野旭 (1989) 『日本の雇用慣行と労働市場』 東洋経済新報社
- [7] 桑島靖夫 (1990) 「労働分配率に関する若干の考察」『労働統計調査月報 1990年 Vol. 42 No. 11』
- [8] 経済企画庁『経済白書』各年版
- [9] 小池和男 (1991) 『仕事の経済学』 東洋経済新報社
- [10] 厚生労働省『労働白書』各年版
- [11] 総務省統計局『科学技術研究調査』各年版
- [12] 総務省統計局『労働力調査年報』各年版
- [13] 内閣府経済社会総合研究所編『国民経済計算年報』各年版
- [14] 中島隆信 (2001) 『日本経済の生産性分析』 日本経済新聞社
- [15] 中村洋一 (1999) 『SNA統計入門』 日本経済新聞社
- [16] 西崎健司、須合智広 (2001) 「わが国における労働分配率についての一考察」『日本銀行調査統計局 Working Paper Series 01-8』
- [17] 西村清彦、井上篤「高度成長期以後の日本製造業の労働分配率：「二重構造」と不完全競争」石川経夫編 (1994) 『日本の所得と富の分配』 東京大学出版会
- [18] 日本経済新聞社・日本経済データ開発センター編 (1983) 『経済分析のためのデータ解説 [改定3版]』
- [19] 日本労働研究機構『ユースフル労働統計』各年版
- [20] 保谷六郎 (1990) 「労働分配率と所得分配」『労働時報 1990年9、10、11月』
- [21] 宮沢健一 (1967) 『国民所得理論』 筑摩書房
- [22] 吉川洋 (2001) 『マクロ経済学 第2版』 岩波書店
- [23] 吉川洋「労働分配率と日本経済の成長・循環」石川経夫編 (1994) 『日本の所得と富の分配』 東京大学出版会
- [24] N. Gregory Mankiw (1992) "Macroeconomics" (グレゴリー・マンキュー (1996) 『マクロ経済学 I』 東洋経済新報社)
- [25] Commission of the European Communities /International monetary Fund /Organization for Economic Co-operation and Development /United Nations /World Bank (1993) "SYSTEM OF NATIONAL ACCOUNTS 1993" (経済企画庁経済研究所 国民所得部 (1995) 『1993年改定 国民経済計算の体系』)